

# 凡例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」

「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「苜」「井」「季」「躰」などについてのみ使用した。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ(文字の方向)・幅・厚さを示す(単位はミリメートル)。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、積文に加えた符号は次の通りである(六頁第1図参照)。

「┌」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す(端とは木目方向の上下両端をいう)。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

× 抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。

抹消により判断困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として積文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の上傍に・を付し原字を上上の要領で右傍に示す。

筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行初につけたもの。

巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し、図幅名を（ ）内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点。  
 一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる（七頁第2図参照）。

- 011型式 短冊型。
- 015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。
- 019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
- 021型式 小形矩形のもの。
- 022型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。
- 032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
- 033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。
- 039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
- 059型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
- 065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

021型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。  
 031型式 削屑。  
 なお、中・近世木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略する場合がある。

位下財掠人安万呂  
 行夜使仍注状故移

×位下財掠人安万呂  
 行夜使仍注状故移

泉進上材十二条中 又八条

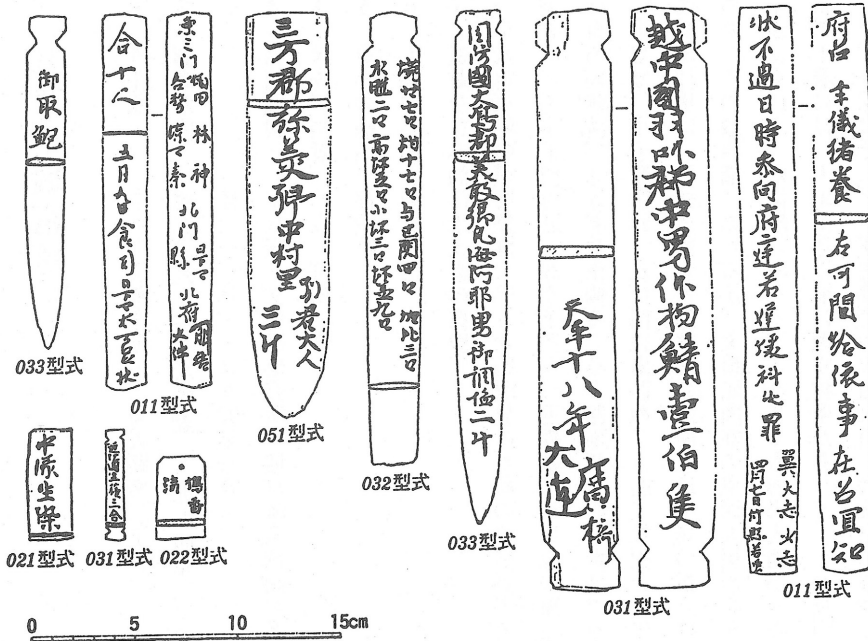
「武蔵国男衾郡余戸里大贄鼓一斗天平十八年十一月」

武蔵国男衾郡余戸里大贄鼓一斗天平十八年十一月

請飯藏部一人 舍人十七人  
 史生一人 右依例所請如件

「請飯藏部一人 舍人十七人  
 史生一人 右依例所請如件」

第1図 木簡釈文の表記法



第2図 木簡の形態分類